

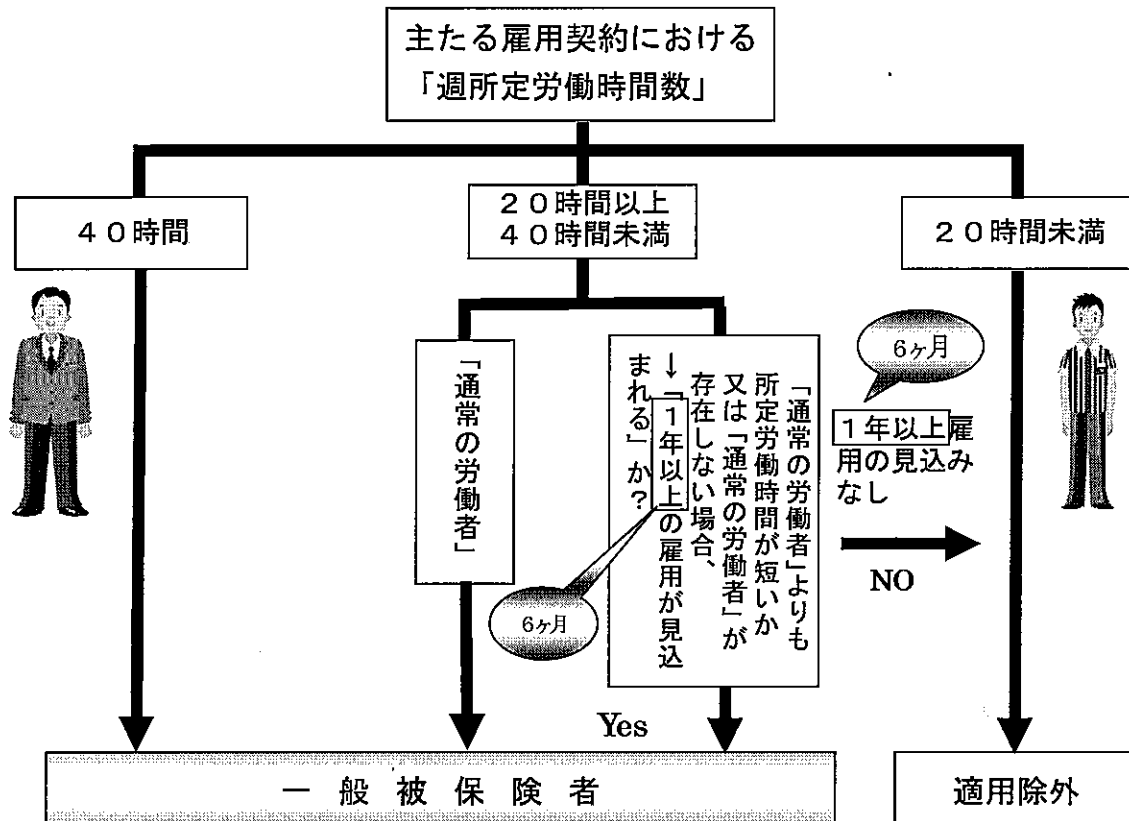
NSR にゆーす

社会保険労務士法人 NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

雇用保険の適用基準（一般被保険者）



政府決定「生活防衛のための緊急対策」概要（平成 20 年 12 月 19 日）

① 雇用維持対策

「雇用調整助成金等の拡充」（厚生労働省HP=<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1219-5.html>）

○中小企業緊急雇用安定化助成金（①最近3か月の生産量とその直前3か月又は前年同期比で減少していること。②前期決算等の経常利益が赤字であること（生産量が5%以上減少している場合は不要）。）

○雇用期間が6か月未満の非正規労働者等への適用拡大

「自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設等」

○中小企業 100 万円、大企業 50 万円（有期雇用の場合それぞれ半額）

② 再就職支援対策

「地方公共団体による雇用機会の創出」

「年長フリーター等（25～39歳）の積極雇用を支援（生活対策で措置）」

③ 内定取消し対策

「内定取消しの防止」

「内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した事業主への奨励金の支給等」

○1人につき中小企業 100 万円、大企業 50 万円

④ 雇用保険料の引下げ＝「平成 21 年度の 1 年間に限り、0.4%（労使各 0.2%）の引下げ」

⑤ 雇用保険の給付見直し

「非正規労働者にも雇用保険を適用、受給資格要件の緩和」

○適用基準を「1年以上の雇用見込み」から「6か月以上」に緩和

○契約更新がされなかった有期契約労働者の受給資格要件（現行1年）を6月に緩和等

「再就職が困難な場合の支援の強化等」

○年齢、地域を踏まえ、給付日数を特例的に60日分延長

首相官邸HP=<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2008/1219taisaku.pdf>